

手続きチェックシート

転入

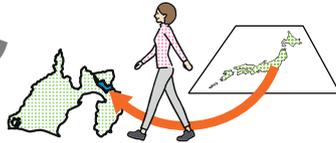
Ver.202508

事前予約で待たずに手続きを開始できます！
ぜひご予約ください。



- ①WEBで日時を予約
- ②市役所でチェックイン
- ③呼出しで手続き開始

裾野市に引越し
された方へ



転入届

住み始めた日から
14日以内に届
出してください

《届出に必要なもの》

- ・前の住所地で発行された「**転出証明書**」
(マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの方には原則発行されません)
- ・お持ちの方は「**マイナンバーカード**」または「**住民基本台帳カード**」
- ・外国人の方は「**在留カード**」または「**特別永住者証明書**」

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で
本人確認
できるもの

＜官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証＞



そのほか

- ・パスポート ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・各種健康保険証（有効期限内）
- ・健康保険資格確認書
- ・年金手帳（証書）・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

- ① 代理人として来られた方について本人確認をいたします
- ② 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状により確認させていただきます。
- ③ 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。



裾野市役所 〒410-1192 裾野市佐野1059番地

開庁時間 8時30分～17時15分

(土曜・日曜・祝日、年末年始[12/29～1/3]の開庁日はお休みです)

手続きチェックシートの使い方

必要な手続きの確認や、手続きに必要なものの確認にご利用ください。
転入手続きを希望する場合は、上部の二次元コードから手続きの**来庁日時を予約**してください。

発券機の使い方

チェックシートに記載の個別の手続きをされる場合には、予約不要です。市役所の総合案内に設置している発券機で発券してお手続きをお願いします。

＜例：マイナンバーカードの手続きの場合＞



住所戸籍	下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	確認	担当課	手続き別の発券機での操作
	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	住所変更	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード		市民課	④ 1).
	申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	カードが到着し上りましたら、新住所までにお知らせします。新住所を通知します。新住所のみ記載したカードをご希望の場合は再申請が必要ですが(有料)	※再申請を希望する場合は受付窓口までご相談ください			④ 2).
	印鑑登録が必要な方	住所は自動的に変更になります				④ 2).



手続きチェックシート 転入

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	確認	担当課	手続き別の 発券機のご操作
住所 戸籍	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	・住所変更	※マイナンバーカードの一部手続きはご本人の来庁が必要です。	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード	市民課	② 1).
	前住所で申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	・マイナンバーカードの再申請		・交付申請書 ・写真		④ 1).
	印鑑登録が必要な方	・印鑑登録		※受付窓口でご相談ください		① 2). [1]
保険 年金	国民健康保険に加入する方 →69歳までの方	・国民健康保険の加入 ・資格確認書等の交付		(お持ちの方) ・特定同一世帯所属者証明書 ・旧被扶養者異動連絡票	国保年金課 支所OK	⑤ 3).
	→世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる方	・保険料の軽減有無確認				
	→70歳から74歳までの方	・国民健康保険の加入 ・資格確認書等の交付	(お持ちの方) 負担区分等証明書			
	→前住所地で国民健康保険に加入していなかった(転出後に勤務先の健康保険の資格を喪失した)方 資格喪失日より14日以内	・国民健康保険の加入 ・資格確認書等の交付 ・国民年金の加入 (20歳から60歳未満)	勤務先の健康保険の 資格喪失証明書 ※前住所地で加入手続きが必要な場合があります			
	→各種認定証が必要な方	・限度額適用認定証 ・限度額適用、標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証の申請	前住所地の特定疾病療養受領証の写し、または特定疾病認定証明書(該当の場合)			
	75歳以上の方 または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	・後期高齢者医療資格確認書の交付 (前住所地在県内の場合、後日郵送)				
→資格確認書に任意記載事項の併記を希望する方、特定疾病療養受療証が新たに必要の方	・任意記載事項併記の申請 ・特定疾病療養受療証の申請 (後日郵送)	・マイナンバーが確認できる書類(請求者・配偶者) ・通帳・キャッシュカード(請求者) ※公金受取口座の場合は通帳等不要 ・健康保険の資格がわかるもの(請求者) ・健康保険の資格がわかるもの(扶養者) ・マイナンバーが確認できる書類				
年金を受給中の方	・年金の住所変更 ※共済年金の方は共済組合へ ※農業者年金の方は農協へ			⑤ 6).		
海外から転入された方	・国民年金の加入 (20歳から60歳未満)					
高齢	65歳以上の方	・介護保険の加入 ※手続きは必要ありません (介護保険証を後日郵送します)			介護保険課	⑤ 5).
	前の住所地で要介護認定を受けていた方	・要介護認定の相談	(お持ちの方) 介護保険受給資格証明書			
障がい	障がいの手帳をお持ちの方	・各種手帳の住所変更		・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療受給者証など	総合福祉課	⑤ 8).
	重度障害者(児)の医療費助成受給資格を持っていた方	・重度障害者(児)医療費助成の相談・申請		・健康保険の資格がわかるもの ・障害者手帳(身障・療育・精神) ・前住所地の所得課税証明書 ・本人名義の通帳 ※認印が必要な場合があります		

手続きチェックシート 転入

下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	確認	担当課	手続き別の 発券機の操作
--------------------	-----	-------	----	-----	-----------------

こども

小学生・中学生のお子さんがいる方	・転校手続き (転(編)入学通知書の交付)	・在学証明書 ・教科用図書給与証明書		学校教育課	⑥ 3).
0歳～高校生のお子さん がいる方	・児童手当の申請 ※公務員世帯の方は勤務先で申請 してください <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">転入日の翌日から 起算して15日以内</div>	・マイナンバーの確認できる書類(請求 者・配偶者) ・通帳・キャッシュカード(請求者) ※公金受取口座の場合は通帳等不要 ・健康保険の資格がわかるもの(請 求者) ・子どものマイナンバーを確認できる書 類(子どもと別居しているとき)		子育て支援課 (児童給付係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; color: red; font-weight: bold;">必要なものがそろっていないく てもお立ち寄りください</div>	⑥ 1).
	・乳幼児・こども医療費受給証の申請	・健康保険の資格がわかるもの(子) ・マイナンバーを確認できる書類(子)			
0歳～就園前のお子さん がいる方	・乳幼児健康相談のご案内	・母子健康手帳		健康推進課 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">石脇524-1 福祉保健会館 055-992-571:</div>	別施設
0歳～就学前のお子さん がいる方	・乳幼児健診・予防接種等の相談	※お問い合わせください			-
妊娠中の方	・妊婦健康診査受診票の交付	・母子健康手帳 ・前住所地の妊婦健康診査受診票			
妊娠中(初産)の方と配偶者の方	・パパママスクールのご案内	※お問い合わせください			
放課後児童室(学童)の利用を希望する方	・児童室入室申請	・就労証明書など		オンライン手続き→	
幼稚園・保育園・こども園に入園を希望する方・すでに入園している方	・幼稚園・保育園・こども園の入園相談	※受付窓口でご相談ください		幼稚園・保育園課	⑥ 2).
ひとり親家庭等に該当する方	・児童扶養手当の相談・申請	※受付窓口でご相談ください		子育て支援課 (児童給付係)	⑥ 1).
	・ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請	・健康保険の資格がわかるもの(親・子) ・請求者のマイナンバーカード ・請求者の通帳・キャッシュカード			
特別児童扶養手当を受給していた方	・特別児童扶養手当の相談・申請	※受付窓口でご相談ください		総合福祉課	⑤ 8).
重度障害者(児)の医療費助成受給資格を持っていた方	・重度障害者(児)医療費助成の相談・申請	・健康保険の資格がわかるもの ・障害者手帳(身障・療育・精神) ・前住所地の所得課税証明書 ・本人または保護者の通帳 ※認印が必要な場合があります			

税・料金

上下水道を使用する方	・使用開始申込み	お電話 または インターネットで手続きできます		水道料金お客さまセンター 055-995-1831 オンライン手続き→	
海外から転入される方で納税管理人を定めている方	・納税管理人の取り消し			税務課	⑤ 2). [2]
税の口座振替を希望する方	・口座振替の申請	・預金通帳 ・通帳の届出印			
裾野市に土地や家屋をお持ちの方	・住所変更				
原付バイク・小型特殊・ミニカーを所有している方	・所有申告(軽自動車税)	※受付窓口でご相談ください			
軽自動車(三輪、四輪)を所有している方	※軽自動車検査協会でご相談ください		→	沼津支所 050-3816-1778	-
普通自動車、自動二輪(125cc超)を所有している方	※静岡運輸支局でご相談ください		→	沼津自動車検査登録事務所 050-5540-2051	-

手続きチェックシート 転入

その他

下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	確認	担当課	手続き別の 発券機の操作
戸別受信機（広報無線機）を借りたい方	・新規貸出手続き			危機管理課 22番窓口	⑦ 2).
犬を飼っている方	・犬の登録（住所変更）	前の住所地で発行された ・鑑札 ・愛犬手帳(愛犬カード)		生活環境課 21番窓口	⑦ 1).
ごみを市の収集で出したい方	・ごみの出し方のご案内				
市営住宅に入居する方 または市営住宅に同居を希望する方	・市営住宅入居の相談 ・市営住宅の同居手続き	※受付窓口でご相談ください		都市計画課 建築住宅係	市役所 直接窓口へ 2階